

埼玉県職業訓練支援員事業実施要綱

1 事業目的

就労意欲が低下している者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた様々な課題を抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を図る支援を行うとともに、職歴やコミュニケーション能力等の適性に応じた職業訓練の受講に結びつける支援を行い、就職に至るまで計画的かつ一貫した支援を行う。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 事業内容

（1）支援対象者

ア 傷病等のやむを得ない事由がないにも関わらず、教育や職業訓練を受けず、就労していない65歳未満の被保護者及び保護申請者（県福祉事務所が実施責任を負う被保護者及び保護申請者とする。以下同じ。）

イ 就労準備支援事業を利用中の生活困窮者であって生活保護を申請した者

ウ その他県福祉事務所が支援を必要と認める者

（2）職業訓練支援員

職業訓練支援員には、社会福祉士や産業カウンセラー等であって、就労支援や若者の自立支援など、労働や福祉に関する専門的な知識を有する者や、就労支援業務などの実務経験を有する者を配置する。

（3）職業訓練支援員の支援内容

ア 就労体験の実施に関すること。

イ 技能講習の実施に関すること。

ウ 職業訓練の受講支援に関すること。

エ 資格取得に関すること。

オ 日常生活訓練の実施に関すること。

カ 生活習慣の改善に関すること。

キ 就労意欲の喚起に関すること。

ク 就労体験受入先の確保に関すること。

ケ 就労訓練事業のあっせんに関すること。

コ ハローワークとの連携に関すること。

- サ 就労相談・支援に関すること。
- シ 地域連携体制推進会議の開催に関すること。
- ス その他職業訓練支援に関すること。

(4) 支援の実施期間

原則として最長1年とする。ただし、査察指導員、ケースワーカーとの協議により支援期間を延長することができる。

(5) 支援方法

職業訓練支援員による定期的な家庭訪問又は面接その他の方法により、支援対象者の状況に応じて日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行うとともに、支援対象者の職業訓練の受講から再就職まで継続的に支援する。

支援を実施するに当たっては、支援を効果的かつ効率的に実施するため、支援対象者が抱える課題や支援の目標及び具体的内容を設定する。

また、支援対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行う。

ア 日常生活自立に関する支援

支援対象者の生活力の向上のため、生活リズムの改善、食生活の向上、適切な身だしなみ等に関する助言・指導等を行う。

イ 社会生活自立に関する支援

支援対象者の社会生活での自立のため、コミュニケーション能力の向上や、自己理解を深める支援、職業理解の深化や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動への参加等の支援を行う。

ウ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

4 県福祉事務所の役割及び就労支援専門員との連携

(1) 支援対象者に対する説明及び同意書の徴取

県福祉事務所は、支援対象者に対して、本事業の説明を行うとともに、職業訓練支援員に対する個人情報の提供等に係る同意書の提出を求める。

(2) 県福祉事務所から職業訓練支援員への情報提供

県福祉事務所は、同意書を得られた支援対象者に関する情報を職業訓練支援員に提供する。

(3) 県福祉事務所職員同行訪問

職業訓練支援員が初回訪問する際には、原則として県福祉事務所職員が同行する。

(4) 職業訓練支援員から県福祉事務所への支援状況に関する報告

職業訓練支援員は、県福祉事務所に当該世帯の支援に関する情報を定期的に報告する。

(5) 本事業による支援を受けている者が、臨時収入や他の世帯員の収入増加等の理由により生活保護が廃止となった場合は、継続して生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の支援を受けることができるよう、自立相談支援機関と連携を図る。

(6) 就労支援専門員との連携

本事業による支援にあたっては、就労支援専門員等と連携し、必要に応じて情報共有するものとする。

5 留意事項

事業の実施にあたっては「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の手引き」（平成27年4月9日社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえるものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。